

令和 7 年 4 月から 入院時の食事療養費の負担額が 変わります

国の健康保険法等の規定に基づき、令和 7 年 4 月より患者様のご負担金額が下記の通り変更となります。全医療機関共通の金額となりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

入院時の食事療養の標準負担額（患者様負担額）			
所得区分		令和 7 年 3 月まで	令和 7 年 4 月から
69 歳までの患者様	70 歳以上の患者様		
区分ア	現役並みⅢ		
区分イ	現役並みⅡ	1 食 490 円	1 食 510 円
区分ウ	現役並みⅠ	(1 日 3 食 1,470 円)	(1 日 3 食 1,530 円)
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1 食 230 円 (1 日 3 食 690 円)	1 食 240 円 (1 日 3 食 720 円)
区分オ	低所得Ⅱ	1 食 180 円	1 食 190 円
長期該当	長期該当	(1 日 3 食 540 円)	(1 日 3 食 570 円)
	低所得Ⅰ	1 食 110 円 (1 日 3 食 330 円)	1 食 110 円 (1 日 3 食 330 円)